

大津ゼミ

粉飾決算の全体像～カネボウを事例とした研究～

大津ゼミ 原田実奈 綱藤勇多

I. 研究動機

2005年夏、カネボウの監査をしていた中央青山監査法人の公認会計士が逮捕された。私たちはこのとき初めて、カネボウ株式会社(以下カネボウ)が粉飾決算をしていたという事実を知った。カネボウは化粧品や食品、衣料品などを扱っていて、日本では有名な企業である。そのような企業が粉飾決算をしたということで、この事件は一躍話題となった。また、粉飾額が高額だったことや、金融機関の自己資本比率を高めることで問題となった繰延税金資産、そして連結外しなど、その方法が複雑だったこともあり、会計学的にも重要な論点だと思う。また最近では、ライブドアによる粉飾決算が話題となっている。そのうえ研究を進めていく過程でメディア・リンクス(システム開発会社)、ケイビー(冷凍食品会社)、米企業ではエンロン(エネルギー卸売)、ワールドコム(長距離通信事業)なども粉飾決算をしていたことに気づいた。これ以外にも多数の企業が粉飾決算をしているが、なぜ企業は粉飾決算をしてしまうのか疑問に思うところだ。そこで、本研究では、一般的な粉飾決算の定義や動機そして手法を明確にしようとして、カネボウの粉飾決算の全体像を分析する。また研究を通して次ぎの研究に結びつくような様々な疑問点、問題点を指摘したい。

II. 粉飾決算とは何か

1. 定義

会計処理においては、経営者の意見や判断が介入することは不可避である。粉飾決算とは、決算に際して企業が政策的・意図的にこれを悪用して企業の状態を実態よりも良くまたは悪くみせようとするものである。その意味で、粉飾決算は「悪用」という言葉がキーワードになってくる。この粉飾決算のうち、企業の状態を悪く見せるほうは「逆粉飾」といわれている。逆粉飾は、保守主義と紙一重であり、企業の財政状態を悪化させるわけではないこと、また利益の過大表示に比べて、実害が少ないことから、あまり問題とされることが少なかったと言える。従って、粉飾

決算とは一般に企業状態を実態よりも良く見せるケースを指すものである。粉飾決算と類似した表現に「利益操作」があるが、両者の決定的な相違点は、会計処理が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」そして「証券取引法・税法・商法」等の法令の範囲内で行われているか否かということだ。会計処理が基準・法令の範囲内で行われていれば、裁量的利益調整行動になるのに対して、「会計基準や法令を逸脱し、真実を意図的に歪曲した決算」は粉飾決算ということになる。

しかし、概念的に利益操作と粉飾決算を区別することができても、実際に区別することは専門的な立場からも非常に難しいようである。というのは、企業によって仮装された財務諸表等の限定された資料だけでは、企業分析をするだけの正確で十分な情報が得られないためだ。外部監査の立場から見れば、巧妙に仮装された粉飾決算を発見することは事実上不可能に近いと言われている。さらに、企業によっては銀行用、税務署用等提出先に応じて内容が異なる決算書を作成しているところもあり、この場合はより粉飾決算の発見は困難になる。

2. 粉飾決算を行う動機

粉飾決算は、企業の実態を仮装し、企業の信用力を維持するために行われると言ってよい。企業に対する評価は財務諸表上の利益を中心にして行われるから、粉飾決算は財務数値を仮装して実行されるのである。上場企業の場合、経営者は、株式市場への影響に配慮し、利益の急激な減少を極力回避したいと考える。さらにできれば一定水準以上の安定した成長と配当を維持するために、必要となる利益を確保する目的で行われる。企業の数値は経営者ばかりではなく、利害関係者にとって大事なものである。例えば、株主にとって決算が黒字であることは、株価の上昇をもたらすとともに、配当の受取の基礎になるので当然関心がある。金融機関や一般の債権者にとっても、会社の数値は債権回収が滞りなく行われるか否かを判断するために関心がある。特

大津ゼミ

に建設業者については経営事項審査¹の関係があり、行政も数値に関心を持つ。株式を買おうとする投資家にとって決算書は、株式購入を検討するにあたって最も重要な資料である。従業員は会社の業績を給料や退職金、転職の材料などに使用する。以上のように、企業の財務諸表は利害関係者がその企業を判断するために用いられる。企業が赤字や債務超過に陥っていれば、当然利害関係者の反応は厳しくなる。そこで、企業の財政状態を実際よりも良くみせ、利害関係者に虚偽の情報を開示することによって、企業の実態を仮装することが粉飾決算の動機となる。以上、この点を含めて、粉飾決算の具体的な動機を列挙すると次のようになる。

- * 株式市場における信用維持・株価向上・配当の維持
- * 資本市場における資金調達容易性
- * 経営者の評価・権力維持
- * 取引先に対する信用力の維持
- * 格付けの維持・向上
- * M&A等における対外交渉力の強化
- * スtock・オプション制度²
- * 財務上の特約³(金融機関への信用確保)
- * 産業規制⁴(BIS規制、ソルベンシーマージン比率)の回避
- * 経営事項審査

3. 粉飾決算の手法⁵

粉飾決算の手法は資産の過大計上、負債の過小計上、架空売上の計上、費用の過小計上に分類できる。これにより、債務超過を資産超過へ、赤字を黒字へというのが基本的な考え方である。具体的な例として、押し込み販売による架空売上・売掛金の計上、連結外しによる赤字会社の損失隠し、減価償却方法・引当金の計上基準・棚卸資産評価基準等の正当な理由がない変更などがある。

¹ 【補足資料 1】参照

² 【補足資料 2】参照

³ 【補足資料 3】参照

⁴ 【補足資料 4】参照

⁵ 【補足資料 5】参照

III. カネボウと粉飾決算

1. 今日までのカネボウ

現在のカネボウ株式会社は、1887年(明治20年)東京府下鐘ヶ淵に東京綿商社として創立し、紡績会社として創業を開始した。三度の社名変更⁶を経て現在のカネボウ株式会社に至っている。戦前日本最大の株式会社であったカネボウは、戦後、繊維事業を中心に化粧品や製菓・食品・薬品、ファッションなど多角的な事業展開を図ってきた。

しかし、事業目標を達成できなかったときに、売上を水増しするといった粉飾は、1977年から始まったといわれており、悪しき企業風土となっていた。粉飾は事業部ごとに行われており、2003年3月期には、化粧品部門で約16億円、ファッション部門で約47億円、ホームプロダクツ部門で約9億円、新素材部門で約10億円売り上げを水増ししていた。こうした企業風土にいた旧経営陣が、2000年3月期から導入された連結決算を重視する新会計基準(実質支配力基準)に対応できなかったことから、今回の事件は起こった。2002年3月期の決算で、業績不振の子会社15社を含めた決算書作成を義務づけられ、約260億円の赤字を7000万円の黒字にし、約1900億円の債務超過を、9億2600万円の資産超過と記載した有価証券報告書を提出した。翌年も同様の虚偽の報告を行なったのだ。動機は、最終利益が赤字であり債務超過に陥っていることが公表されると、銀行からの借り入れができなくなることや、上場廃止になる恐れがあったからである。また粉飾決算を指示した帆足隆・元社長の個人的な動機は、粉飾決算が明るみになることで株主や投資家からの信用を失墜し、自らの経営責任が問われる事態を回避するためといわれている。しかし、2005年7月には、旧経営陣による不正経理問題で、東京地検特捜部は証券取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)容疑で帆足隆・元社長ら3人を逮捕した。

旧経営陣が退任した2004年には新経営体制が

⁶ 東京綿商社 鐘淵紡績(株) 鐘紡(株) カネボウ(株)

大津ゼミ

発足し、5月31日には事業再生計画を掲げ、産業再生機構の支援を要請した。産業再生機構による再建をえらんだカネボウは「経営浄化調査委員会」を設置し、検察出身の弁護士を委員長に据えて、過去の取引や決算処理の不正を調査した結果、粉飾決算、取引会社の赤字の穴埋め、裏金づくりなどの疑惑があることを公表した。その後は抜本的な事業の再編、財務リストラなどを経て現在に至っている。再編の過程では、数多くあった事業を縮小し、化粧品事業は花王株式会社に引き渡され、現在はホームプロダクツ・薬品・食品の三事業を中心に事業間のシナジーを最大限発揮した事業展開を目指している。そして現在では、債務超過を解消し、企業価値の向上に向けて努力している。

2. カネボウが粉飾決算を行う目的

業績が低迷していたカネボウは2001年実質的に債務超過に陥った。その事実を隠すために

A)架空の利益を計上し、B)債務超過を資産超過と偽った。

A)架空の利益計上とは・・・

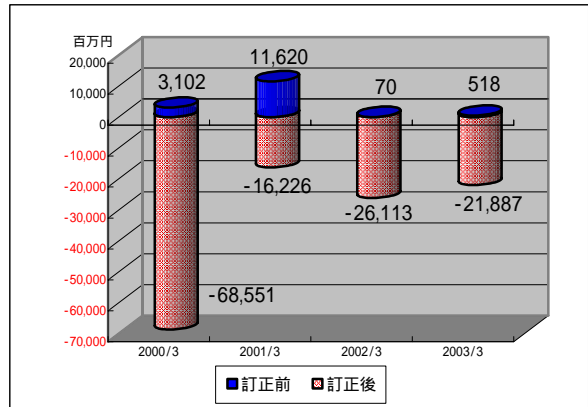
利益を増加させるためには二つの方法しかない。それは収益を増加させるか、費用を減少させるかである。【図表 1】では収益を増加させ、費用を減少させることで利益が増加しているのがわかる。カネボウはこの二つの方法に関して、不正な処理を用いて利益増加を図った。

図表 1 収益と費用と利益の関係

		収益増加	利益増加
収益	100	+50	= 150
費用	70		70
利益	30		→ 80
		費用減少	利益増加
収益	100		= 100
費用	70	-30	40
利益	30		→ 60

なお2000年度の連結財務諸表においては約710億円も利益を操作していた【図表 2】。

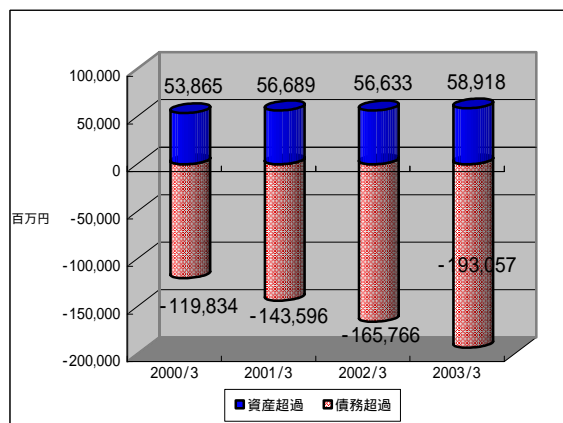
図表 2 当期利益の比較(連結)



B)債務超過を資産超過とは・・・

債務超過とは、負債の総額が資産の総額を超える状態である。言い換えれば、資産をすべて売却しても、負債を返済しきれない状態である。反対語は、資産超過であり一般的に健全な企業がこれに該当する。銀行などの市中金融機関では、債務超過を新規の貸付ができない条件とすることが多く、特別な事情のない限り、この状態で新たな貸付を期待することは困難である。最悪の場合は、資金繰りが悪くなり、倒産の可能性も出てくる。カネボウの場合は、巨額の債務超過に陥っていた【図表 3】。しかしカネボウは、粉飾決算により資産超過を装っていたので、銀行から借り入れることは可能であった⁷。

図表 3 資産と負債比較(単独)



資産超過は粉飾であり、実際は債務超過だった

3. カネボウが行った粉飾決算の手法

カネボウが行った粉飾決算の手法は、粉飾額が

⁷ 【補足資料 6】参照

大津ゼミ

大きいものから小さいものまで多数ある。そこでカネボウの訂正前財務諸表と訂正後財務諸表を比較して、差額が大きく、かつ会計学的にも重要だと思われる項目を抽出しそれについて具体的に調べることにした。またカネボウは子会社を抱えており、個別財務諸表のほかに連結財務諸表を公開している。カネボウの粉飾決算は、子会社に関わるものが多く、連結財務諸表に占める粉飾の額が全体的に大きい⁸。そこで本研究では各項目を個別財務諸表・連結財務諸表の二つの側面から分析する。カネボウが行った粉飾決算の手法を五つにまとめた。それは、

連結外し～子会社の損失隠し～
 棚卸資産(在庫)の過大計上～売上原価を圧縮～
 繰延税金資産の計上～回収可能性の悪用～
 押し込み販売～連結外しを利用～
 各種費用の過小計上
 である。

カネボウの分析

1. 連結外し～子会社の損失隠し～

連結外しは、カネボウの粉飾決算を説明するうえでとても重要な概念である。その訳は、連結財務諸表上での粉飾額の割合が大きいからである。そこでまずは連結財務諸表の概要を説明したいと思う⁹。

カネボウは経営状態の悪い子会社があると、一時的に出資比率を抑えるなどして子会社を連結から外していた¹⁰。形式的には子会社は連結から外れることになる。しかし経営不振の子会社にはカネボウから役員が派遣されていたので、実質支配力基準に照らし合わせれば、子会社に含めなくてはならなかった。連結外しの手順は、カネボウが保有する子会社株の代金を取引先に融資して、その代金で子会社株を取引先で買い取らせることだった。カネボウは取引先との間で子会社株を買い戻すという契約を交わしていたので、取引先は一時的に子会社を預かるという形になる。またこの契約の際に、粉飾の協

力費として、多額の裏金¹¹を支払っていた。このようにしてカネボウは意図的に損失を抱えた子会社を連結決算の対象外であるように装い、グループ全体の決算を良く見せかけていた。

2. 棚卸資産(在庫)の過大計上

～売上原価を圧縮～

カネボウが棚卸資産に関連して行った粉飾は、二つに分類することができる。第一に、期末在庫を過大評価したこと、第二に棚卸資産の評価損を計上しなかったことである。

補足資料【図表 10】を見ると、期末在庫を評価する際に、期末在庫を過大に評価することにより売上原価が圧縮され、結果的に売上総利益(粗利益)が増加することがわかる。まさにカネボウは売上総利益を増加させるために、期末在庫を過大に評価した。

その方法は、「期末在庫 = 期末在庫数量 × 期末在庫単価」の関係において、「期末在庫数量」と「期末在庫単価」を架空の数値を用いて計算することである。

会計基準の範囲内での在庫評価であれば粉飾とはいえないが、在庫としてまったく架空の数量と単価を使えば、それは明らかな利益計上のための粉飾となる。カネボウにおいては2003年3月期には約99億円の在庫の水増しが行われていた¹²。カネボウの2003年3月期の訂正後の棚卸資産は約404億円だから、実にその4分の1の水増しが行われていたことになる。単なる評価方法の変更だけでこれだけの在庫増加を行うことは難しく、意図的な評価増が行われていたと思われる。また、在庫の水増し金額は2002年3月期から約16億円増加している。この在庫の評価増により売上原価が抑えられ、架空の利益が計上されていた。

次に棚卸資産の評価損についてである。評価損を計上する方法は、原則として原価法である。原価法を採用している場合は、通常の時価下落なら評価

⁸ 【補足資料 7】参照

⁹ 【補足資料 8】参照

¹⁰ 【補足資料 9】参照

¹¹ 裏金は粉飾コストの一部とする。

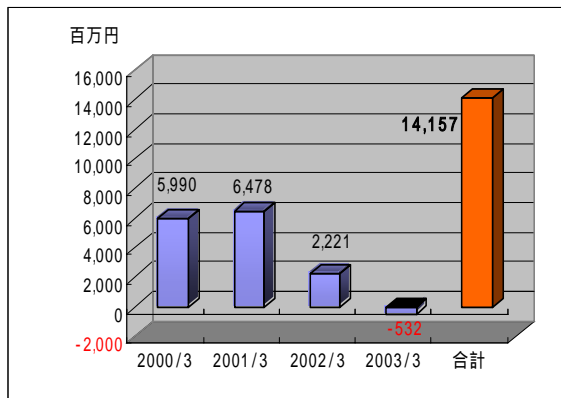
¹² 【補足資料 11】参照

大津ゼミ

損を計上する必要はない¹³。実際カネボウの評価方法は「総平均法による原価法」であるので、カネボウが評価損を計上しなくてもいいことになる。しかし著しい時価下落に関しては、原価法・低価法関係なく評価損を計上しなくてはならない。

カネボウの場合は、子会社であるカネボウフーズの賞味期限切れ寸前の商品や、流行遅れの衣料品を扱う子会社を抱えていたので、著しい時価下落に該当し多額の評価損を計上しなければならなかった。カネボウフーズの賞味期限切れ寸前商品については、販売価格の20%に評価すべき商品を、新品同様の100%で評価していた。その結果四年間で、約141億円の評価損が未計上だった【図表4】。

図表4 棚卸資産評価損の未計上額(連結)



棚卸資産の粉飾の結果カネボウは期末在庫を意図的に増加させたが、この結果財務諸表にはどのような影響が生じたのだろうか。考えられるのは次の三つである。第一に、貸借対照表上の「棚卸資産」の部を膨張させ、結果的に資産超過を装うのに貢献したこと。第二に、評価損の未計上により、架空の利益が捻出されたこと。そして第三に、棚卸資産が増加したことにより、本来評価減されるべき在庫(賞味期限切れや流行遅れ)がそのまま残り、結果的に多数の不良在庫を抱えたことである¹⁴。

3. 繰延税金資産¹⁵の計上
～回収可能性の悪用～

カネボウは繰延税金資産の回収可能性¹⁶を利用

して、繰延税金資産を計上していた。

繰延税金資産の回収可能性から判断すれば、カネボウ(単独)は通年赤字¹⁷が続いていたので当然、繰延税金資産を計上することはできない。しかしカネボウは多額の繰延税金資産を計上していた。2003年3月期の訂正前の財務諸表(単独)では、回収可能性判断による否認額はなく、繰延税金資産は229億円も計上されていた。一方、訂正後の財務諸表では、訂正前とは逆に、回収可能性をまったく認めず繰延税金資産は0円になっている¹⁸。

訂正前の財務諸表で繰延税金資産の回収可能性が認められたのは、粉飾により架空の利益が計上されていたからである。その粉飾が公表され利益がないことが明らかになったので、繰延税金資産を計上することはできなくなった。

つまり粉飾による利益操作は、粉飾そのものの利益計上のほかに、繰延税金資産の計上による利益カサ上げにも貢献したのである。逆の言い方をすれば、繰延税金資産の回収可能性をよく見せかけるためにも、粉飾による利益操作を行わざるをえなかったのかもしれない。

4. 押し込み販売～連結外しを利用～

押し込み販売とは、決算期末になってどうしても利益が足りなくなった企業が、実需に基づかない商品を押し込みにより販売し利益を作るという方法だ。その名の通り、取引先企業に押し込んで「買ってください」とお願いする販売方法である。もし、この押し込み販売を引き受けてくれる取引先があれば、利益は簡単に作ることができる。しかし、まともな経営判断を行う企業であれば、こんな押し込み販売を引き受けたりはしない¹⁹。押し込み販売を引き受けるのは、売るほうが相当影響力を行使できる企業に限られる。最も影響力を行使できる会社といえは子会社であるが、子会社への売上は連結決算上では除外されてしまうので、連結では利益が消されてしまい、効果は

13 【補足資料 12】参照
14 【補足資料 13】参照
15 【補足資料 14】参照

16 【補足資料 15】参照
17 【補足資料 16】参照
18 【補足資料 17】参照
19 【補足資料 18】参照

大津ゼミ

出てこない。押し込み販売としてよく使われるのは、相手先の会社を事実上支配していながら、株式所有を迂回させ、形式的な持株比率を押さえるなどして、連結から除外している(連結外し)会社ということになる。こうした会社に押し込み販売を行えば、親会社の単体の利益は簡単に作るができる。押し込み販売は、いわば売掛金を増加させることで利益を捻出する手法である。この売掛金を翌期にキャッシュとして回収できるなら問題はないが、押し込み販売により増加した売掛金は当然ながら回収できない²⁰。したがって、押し込み販売により長期的に利益を作ろうとすれば、期を追うごとに、押し込み販売の量を増加させていかなければならなくなる。次に押し込み販売がもたらす影響である。カネボウは、連結から外した子会社に押し込み販売を行っていた。これがカネボウに与えた影響は主に三つある。第一に、売掛金・受取手形(売上債権)を計上することによって、資産超過に見せかけることができた。第二に、架空売上を計上することにより、利益が捻出された²¹。第三に、売掛金は回収できないので、キャッシュインがなく資金繰りに困ることである。

5. 各種費用の過小計上

既に述べたように、利益を出すための方法は収益増加か費用減少しかない。収益つまり企業でいう売上高を増加させれば利益は増加する。しかし売上高を増加させるためには、商品開発、マーケティングなどを駆使しなければならず、売上高を増加させることは簡単ではない。そこで一般的なのは、費用を減少させて利益を捻出する方法である。経営努力によって費用を減少させれば問題ない。しかしカネボウは不正な方法で様々な費用を減少させ、架空の利益を計上していた。最も粉飾額が大きいのは「貸倒引当金繰入額」であり、その額は2000年から2003年の間で約580億円である。それに続き「売上原価」「販売費及び一般管理費」などがある²²。

ここでは、最も粉飾額が大きかった「貸倒引当金

繰入額」について説明する。

貸倒引当金とは、売上債権(受取手形、売掛金)や貸付金が、全額回収できるとは限らないので、それらが貸し倒れになった場合に備えて每期積み立てるものである。毎期の利益から債権の額に応じて一定割合を積み立てておく。この每期積み立てる費用が「貸倒引当金繰入額」である。売上債権の一部は貸し倒れになるリスクを抱えており、実際に貸し倒れが発生した場合には、この引当金を取り崩して、損失を埋めることになる。カネボウは、この引当金の処理に関して興洋染織と不明朗な処理を行っていた²³。

興洋染織(大阪府)は、カネボウと取引関係にあった毛布メーカーである。カネボウが子会社のカネボウ合織から仕入れた毛布原材料のアクリルを興洋染織に売り、興洋染織は加工した毛布を商社に売っていた。興洋染織はカネボウの大口顧客だったが、1998年になると毛布の売上が低下し、経営が悪化した。そこでカネボウは興洋染織に役員を送り込み、実質支配下におき経営再建に取り組んだ。

興洋染織を支配下におくためには、株式を所有する必要がある。その方法とは、カネボウが14.5%出資するカネボウ物流が興洋染織に95%出資するというものだった。しかし、2000年3月期に子会社を連結に入れる際の基準である「実質支配力基準」が導入されると、カネボウはカネボウ物流から興洋染織への出資比率を95%から14%へと大幅に減らした。これは経営が悪化している興洋染織を連結から外すために行ったことである。しかし実質支配力基準の下では、役員を送り込んでいる興洋染織も連結に含めなければならなかった。

2003年3月になると、興洋染織からの受取手形は5年前(1998年)の2.3倍、約424億円にまで膨れあがっていた。そしてそのほとんどが回収不能(貸倒損失)となった。カネボウは同年9月に、貸倒損失・不良在庫などで約522億円の損失を計上することになった。522億円の損失が発生した理由は、貸倒れ

²⁰ 【補足資料 19】参照

²¹ 【補足資料 20】参照

²² 【補足資料 21】参照

²³ 【補足資料 22】参照

大津ゼミ

の恐れがある売上債権に貸倒引当金を計上していなかったからである²⁴。もし貸倒引当金を計上していれば、回収不能となった売上債権と相殺でき、損失は未然に最小限にすることができたのだ。ではなぜカネボウは興洋染織に対して貸倒引当金を計上しなかったのだろうか？その答えは、二つある。第一に、多額の貸倒引当金を計上することによりカネボウが債務超過に陥ってしまうから。当時のカネボウ幹部は担当会計士に、「資産超過を装うことができる程度の引当金を計上しろ」と指示していた。第二に、「貸倒引当金繰入額」を費用計上すると赤字になってしまうからである。

VI. 分析の結果

カネボウの粉飾決算を分析して気づいたことが二つある。それを私たちに以下のように分析した。

第一は、「粉飾コスト」の存在である。連結外しの説明では、取引先に子会社を預ける際に協力費として裏金が支払われたと述べた。また決算期末、取引先に返品を前提にして商品を一時的に引き取ってもらい、売り上げを水増しする「押し込み販売」を繰り返していたが、その際にも取引先に支払う手数料に裏金が充てられていた。また、売り場などでカネボウ製品を他社の製品より優先的に取り扱ってもらうため、小売店に販売対策費を払っていたが、これにも裏金が使われていた。そして、総会屋対策や政治家へのヤミ献金などにも裏金が使われていたということだ。裏金の総額は約2億円であるが、この裏金は粉飾コストの一部にすぎない。私たちは財務諸表を分析することで、「法人税」という巨額の粉飾コストの存在に気づいた。

カネボウは粉飾決算によって赤字を黒字に見せかけていた。企業は、利益が出ると、配当金や法人税を一定額支払うことになる。配当金は企業の経営判断によって行わないことができるが、法人税は必ず支払うことになる。カネボウにおいては、粉飾決算を行っていた時期、実際は赤字だったにもかかわらず

多額の税金を支払っていた²⁵。四年間で約436億円も支払っているのに、粉飾決算をせずに、この多額の法人税を内部留保し財務体質改善のために使用していたら、ここまで債務超過が悪化することはなかったのではないだろうか。法人税はまさに支払う必要がなかった粉飾コストである。

第二は、なぜ企業は粉飾決算をやめることができないのかについてである。カネボウを含む粉飾決算を行っている企業には、粉飾をしたくてしているところはないだろう。最初は今期だけ何とかしのげれば、来期からは元に戻そうという思いで粉飾に手を染める。翌期になって思い通りに業績が好転すれば、粉飾をやめることは可能だろうが、業況はそう急速には好転しない。そうすると、粉飾を継続せざるをえなくなる。粉飾をしたことが明らかになれば、債権者など利害関係者から厳しい追及を受けることになるから、どうしても利益を作り続けなければならない。ところが、前期と同じ金額の粉飾をしたのでは、前期の粉飾を隠すことはできても、当期の利益を作ることはできない。そのために、粉飾は徐々にスケールの大きいものになっていく。まさに急斜面を転がる雪だるまのようなものだ。また粉飾の責任が明らかになれば、単なる利害関係者の責任追及だけでなく、刑事責任の生じる可能性もある。経営者や担当者が代わっても、粉飾を明らかにすれば前任者に影響が及ぶのは避けられないので躊躇してしまう。粉飾はいったん手を染めるとぬけだせなくなる。粉飾をしないという倫理観を持ってというだけでは問題は解決しない。

・ 問題点と今後の課題

最後に本研究を通して見えてきた問題点と、今後の課題について述べたいと思う。

第一に、日本の会計基準では、棚卸資産の評価に原価法を採用していることについてである。

既に述べたように原価法を採用すると、通常の時価下落は評価減を行う必要がない。しかし著しい時価下落の場合は、原価法を採用していても評価減を

²⁴ 【補足資料 23】参照

²⁵ 補足資料【図表 24】

大津ゼミ

行わなくてはならない(強制評価減)。問題となるのは、強制評価減を行う際の判断基準である。企業会計原則では、著しく時価が下落したときを強制評価減の条件としている。ということは、著しい時価下落の解釈の違いによっては、評価減をしない場合もあるということだ。カネボウの場合は、子会社が賞味期限切れ寸前の食品や、流行遅れの衣料品などを抱えていたため著しい時価下落と認められたので、強制評価減が行われ多額の評価損を計上した。しかし期限切れが近いというだけだと販売は可能なわけだから、原価法を採用している企業では、強制評価減を行わなくてもよいという考え方があろう。このように原価法を採用すると、在庫の評価減をするか否かで判断が分かれることになる。本来は強制評価減されるべき在庫でも、経営者や会計士が損失を回避するために適切な処理を行わない可能性も発生する。カネボウはこの解釈の違いを利用して、評価損を計上しないための口実を作ったのだ。このような事態を防ぐために、日本でも国際会計基準に習い評価方法を低価法に統一すべきではないだろうか。

第二に、粉飾決算を含む不祥事を防止するための方策について考えるべきだと思う。

最近、日本あるいは海外においても、業種を問わず様々な企業・組織で不祥事が起きている。その原因として、コーポレートガバナンスの欠如、コンプライアンス体制の不十分さ、社会的責任の薄さ、企業倫理の欠如などが考えられる。これらの原因により、不祥事を引き起こさないためには「内部統制システム」を構築することが必要とされている。

内部統制という考え方は、1992年に米国のCOSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)が公表した報告書(COSO レポート)に基づくものである。その仕組みは、企業価値増大のために企業が設定した目標に対し、経営活動に携わる企業構成員の行動を方向付け、推進するシステムといえる。

内部統制の目的としては、第一に経営および業務活動を有効かつ効率的に行うこと、第二に財務報告の信頼性を担保すること、第三に事業活動に係る法令等の遵守を促すこと(コンプライアンス)、第四に資

産の保全である。

内部統制システムが機能し、不祥事を未然に防ぐことができれば理想的だ。しかし、内部統制には限界がある。それは、内部統制を構築した人すなわち経営陣が内部統制を自ら否定する行動をとることによって、内部統制が崩壊することである。内部統制の問題は、まさに経営者・経営の問題である。

この問題を解決すべく、米国では2004年12月期より企業改革法(SOX 法)が施行され、財務報告に関わる内部統制について経営者の宣誓並びに外部監査人の監査証明を義務づけた。さらに内部統制の重大な欠陥については直ちに公表することも義務づけている。

日本においては、西武鉄道株式会社における有価証券報告書虚偽記載を契機に、そして米国での企業改革法に影響され、2005年7月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の草案が公表された(2008年施行予定)。この草案において重要なのは、企業側において経営者に内部統制システムを構築し、それを評価する責任と、その評価結果を開示することを義務付けたことだ。また経営の当事者だけではなく、当該企業の財務諸表の監査を行っている公認会計士がその報告内容の妥当性を監査し、報告することも求められている。この草案では「財務諸表に係る」という限定がつけられているが、それは既に述べた有価証券報告書の虚偽記載に対して、ディスクロージャーの信頼性が急務として捉えられているという背景がある。この草案に加えて、今後適用される予定の新会社法でも内部統制についての規定が盛り込まれている。

以上のことから、今後粉飾決算など企業の不祥事を防止するためには内部統制システムの構築が必要であり、さらに議論を進めていく必要がある。